

# 長崎市被爆 80 周年記念事業費補助金 募集要項

## 1 趣旨

令和 7 年（2025 年）に被爆 80 周年という節目の年を迎えるに当たり、市民の平和の意識の醸成を図るため、被爆の実相の継承又は恒久平和の実現を訴えるメッセージのさらなる発信を目的として、被爆 80 周年記念事業を実施します。

積極的に本事業に参加し、私たちと一緒に、平和の機運醸成に取り組んでいただける市民等の皆様から、被爆 80 周年を記念するにふさわしい取組みやイベント等を募集し、交付要綱に基づき、1 事業あたり 100 万円を上限に経費の補助を行います。

## 2 募集する事業

（1）被爆 80 周年を記念するにふさわしい事業で、次のア～オの全てを満たす事業

- ア 被爆 80 周年を記念して実施すること。
- イ 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間において実施すること。
- ウ 自ら企画、運営及び実施すること。
- エ 市内で開催すること。
- オ 広く市民が参加できること又は広く市民に周知及び活用されること。

（2）次のア～キのいずれかに該当する事業は、対象となりません。

- ア 営利を目的とした事業
- イ 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とした事業
- ウ 公の秩序を乱し、又はそのおそれがある事業
- エ 法令等に違反し、又はそのおそれがある事業
- オ 国又は地方公共団体から他の制度による補助金等を受けて行う事業
- カ 暴力団又は暴力団員若しくはこれらと関係を有する者が関与している事業
- キ 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業

## 3 応募資格

応募できるのは、長崎市民又は市内に主たる活動拠点がある個人若しくは団体とします。

#### 4 補助金の額

補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない額に4分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とし、100万円を限度とします。

#### 5 対象となる経費

補助対象事業に要する経費のうち補助の対象となる経費は次の表のとおりです。

補助対象経費	経費の主な内容
(1) 報酬	事業実施のために雇用したスタッフの人件費
(2) 報償費	①外部講師への謝礼 ②ボランティアに対する謝礼（原則交通費程度）
(3) 旅費	①外部講師の旅費及び宿泊費（※原則実費。講師謝礼は報償費で計上すること。） ②事業の準備及び実施のために現地に赴く場合の旅費（※原則実費。ただし、公共交通機関を使用せず自家用車等を使用する場合は、距離を実測したうえで燃料費に換算し、需用費に計上すること。）
(4) 需用費	①文具及びコピー用紙等の消耗品費 ②チラシ及びパンフレット作成等の印刷製本費 ③資材等の材料費 ④ガソリン等の燃料費 ⑤会議等の茶菓代
(5) 役務費	①葉書、切手、小包等の通信運搬費 ②ボランティア等に対する損害保険料 ③支出の際に要した振込手数料
(6) 委託料	看板作成・設置費、会場設営等に要した経費
(7) 使用料及び賃借料	①イベント等の際に使用する会場の借上料や、会場の附属設備を使用した際の設備使用料 ②機材や車両のレンタル・リース料

## 6 対象とならない経費

補助対象事業に要する経費のうち、補助対象とならない経費は次の表のとおりです。

なお、表は例示ですので、他にも対象経費として認められない場合があります。

団体（個人）の事務所等を維持するための経費	家賃、光熱水費、修繕費など
団体（個人）の経常的な活動に要する経費	加入団体への負担金、備品の購入費など
団体の構成員等による会合の飲食代	懇親会費など
団体の構成員等に対する人件費及び謝礼金等	構成員への報酬・手当やアルバイト賃金（事業実施のために雇用した者を除く。）など
補助対象事業の実施に関連しない経費	補助対象でない事業に要するものの費用、補助金交付決定前に支払った費用など
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 講師及び指導者等に対しての手土産代</li><li>・ 商品券等の金券購入代金及び賞金</li><li>・ 領収書等により用途を明確に証明することができない経費</li><li>・ 社会通念上、適切でないと認められる経費</li></ul>

## 7 選定事業数

予算の範囲内で 10 件を予定しています。

## 8 応募方法

### （1）応募に必要な書類

- ・ 長崎市被爆 80 周年記念事業費補助金公募申込書（別紙）
- ・ 被爆 80 周年記念事業計画書（第 1 号様式）
- ・ 被爆 80 周年記念事業収支予算書（第 2 号様式）
- ・ 応募者の活動内容、活動実績等がわかる資料（該当がある場合のみ）

※ 団体の場合は、上記に加え次の書類も提出すること。

- ・ 組織の構成員名簿の写し（氏名、生年月日がわかるもの）

・組織運営の規約・会則等の写し（定めがある場合のみ）

(2) 提出部数

1部

(3) 提出方法

郵送又は持参

(4) 応募期間

令和6年6月10日（月）～令和6年8月30日（金）必着

(5) 提出先

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号（市庁舎13階）

長崎市原爆被爆対策部調査課

(6) その他

応募については、1団体又は1人につき1事業といたします。

## 9 スケジュール

募集期間	令和6年6月10日～令和6年8月30日
審査会による事業選定 （プレゼンテーション）	令和6年9月～10月
結果通知書発送	令和6年12月下旬（予定）
補助金交付申請	令和7年4月1日～令和7年5月31日 ※交付決定は、交付申請書受領後およそ15日以内
補助対象事業の実施期間	補助金交付決定後～令和8年3月31日
事業実績報告	事業完了後1か月以内又は令和8年4月10日のいずれか早い日
補助金交付	原則として補助対象事業完了後 （ただし、必要により交付決定以後に概算払が可能）

## 10 事業企画の選定

(1) 審査方法

応募書類をもとに原爆被爆対策部調査課で聞き取り調査を行い、その後、応募者によるプレゼンテーションを実施のうえ選定審査会で審査します。

※応募者多数の際は、1次書類審査を行う場合があります。

## (2) 審査会の構成

役職	氏名	所属・役職
会長	河合 公明	長崎大学核兵器廃絶研究センター 副センター長・教授
委員	猪原 彩美	核兵器廃絶長崎連絡協議会（ナガサキ・ユース代表団）
委員	加納 暁子	長崎大学教育学部 教授
委員	田川 雄一	長崎市小学校長会（長崎市立山里小学校校長）

《注意》選定案件に関して、応募者及びその関係者が委員に接触することを禁止します。

応募者等が委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行ったときは、失格とする場合があります。

## (3) 採点基準

次の採点基準に基づき、得点率 60%以上の事業のうち、上位から 10 事業程度を採択します。なお、評価基準は 10 項目各 10 点ずつとし、審査委員一人当たりの持ち点は 100 点です。

審査項目		採点基準	配点
必要性	①補助金の趣旨との適合性	事業の実施により被爆の実相の継承又は恒久平和の実現を訴えるメッセージのさらなる発信が期待できるか	10 点
	②現状の把握	現在の社会情勢や課題を十分に理解、認識しているか	10 点
	③目的の明確性	事業を実施する目的が明確であるか	10 点
企画	④具体性	目的を実現するための具体性ある企画内容となっているか	10 点
	⑤実現性	事業の実現性が確保できているか	10 点
	⑥発想力	市民にも理解されやすく受け入れやすいアイデアとなっているか	10 点

効果	⑦話題性	事業を広く発信でき、メディアに取り上げられるような話題性があるものになっているか	10点
	⑧波及性	受け手が限定されず、より多くの市民の参加・活用が期待できるか	10点
	⑨持続性	被爆の実相の継承又は恒久平和の実現へのメッセージ発信が将来にわたって持続していくことが期待できるか	10点
熱意	⑩積極性	平和への関心が高く、積極的に取り組む姿勢を持っているか	10点
合計			100点

## 11 審査結果の通知

審査結果は、令和6年12月下旬以降、「長崎市被爆80周年記念事業公募選定結果通知書」によりお知らせします。

## 12 応募事業の内容等の公開

審査結果については、ホームページ等で公表します。なお、採択された事業に係る提出書類、審査結果及び事業の成果等については、情報公開請求があった場合、一部を公開することがあります。

## 13 その他

本事業は、令和7年度の予算成立を前提として、事業企画案の募集・審査を実施するものです。審査により決定(内定)した場合であっても、令和7年度の予算により交付の条件が変更となる場合があります。

別紙

長崎市被爆 80 周年記念事業費補助金公募申込書

年 月 日

(あて先) 長崎市長

住所

氏名 (団体名)

電話番号

E-mail

長崎市被爆 80 周年記念事業の公募について、次のとおり申し込みます。

1 事業名

2 事業費総額 円

3 補助申請予定額 円

4 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類 ※(4)～(5)は団体の場合のみ

- (1) 被爆 80 周年記念事業計画書 (第 1 号様式)
- (2) 被爆 80 周年記念事業収支予算書 (第 2 号様式)
- (3) 応募者の活動内容、活動実績等がわかる資料 (該当がある場合のみ)
- (4) 組織の構成員名簿の写し (氏名、生年月日がわかるもの)
- (5) 組織運営の規約、会則等の写し (定めがある場合のみ)